

大分県報

令和二年
号外（三一）
三月三十一日

（火曜日）

目次

規則

職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則の一部改正……………
技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正……………
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部改正……………

○規則

職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第五十八号

職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則（昭和二十六年大分県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第二の十五の項中「二年三月」を「三年」に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第五十九号

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則（昭和三十二年大分県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号の表中「二十年」を「十九年」に改め、同項第二号の表の1の項中「五級五十七号給」を「五級五十三号給」に、「四級六十九号給」を「四級六十五号給」に、「三級七十三号給」を「三級六十九号給」に改め、同表の2の項中「二級」を「一級六十一号給」に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第六十号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則（平成二十八年大分県規則第四号）の一部を次のように改正する。

「第十五条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

附則

この規則は、令和二年六月一日から施行する。